

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 政策総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第49号 放置自動車等の保管……………(建設総務課) …2
- 告示第55号 収納の事務の委託……………(経営戦略課) …2
- 告示第56号 指定代理納付者の指定……………(経営戦略課) …2

### 公 告

- 公告第10号 農用地利用集積計画……………(農林茶業課) …2
- 公告第19号 農用地利用集積計画……………(農林茶業課) …2

### 公 営 企 業

- 規程第1号 使用水量の認定基準……………2
- 規程第2号 宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程……………3
- 規程第3号 宇治市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程……………3
- 規程第4号 宇治市水道検針業務委託規程……………3
- 規程第5号 宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………4
- 告示第5号 宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱……………4
- 告示第8号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………4
- 公告第9号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………5

### 正 誤

- 2020年（令和2年）4月24日付け宇治市公報第2292号……………5

**告 示**

**宇治市告示第49号**

放置自動車等の保管について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第12条第4項の規定により市において保管したので、同条第5項の規定により告示します。

令和3年4月16日

宇治市長 松村 淳子

車 種	ホンダ デイオ
塗 色	赤色
自動車登録番号等 (車台番号)	京都市伏 R8837 (AF35-1557367)
放置場所	小倉町西浦88番地の29地先 (南浦西浦線)
保 管 日	令和3年3月23日
引取期限	令和3年9月23日

(揭示済)

**宇治市告示第55号**

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年4月30日

宇治市長 松村 淳子

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルN棟2階  
楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 委託事務  
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納
- 3 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**宇治市告示第56号**

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

令和3年4月30日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス

SBペイメントサービス株式会社  
東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル25階  
京都クレジットサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地  
京銀カードサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地  
株式会社DGファイナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号  
PayPay株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルN棟2階

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**公 告**

**宇治市公告第10号**

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和3年4月15日

宇治市長 松村 淳子

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画  
令和3年度第3号
- 2 縦覧期間  
令和3年4月15日以後常時

(揭示済)

**宇治市公告第19号**

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和3年4月30日

宇治市長 松村 淳子

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画  
令和3年度第4号  
令和3年度第5号
- 2 縦覧期間  
令和3年4月30日以後常時

**公 営 企 業**

**宇治市上下水道事業管理規程第1号**

使用水量の認定基準を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

使用水量の認定基準

使用水量の認定基準(昭和51年宇治市水道事業管理規程第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この基準は、宇治市水道事業給水条例(昭和37年宇治市条例第10号)第27条に規定する使用水量の認定について必要な事項を定めるものとする。

(使用水量の認定)

第2条 水道メーターに異状があった場合又は使用者の不在等により検針することができない場合は、前期又は前年の同期における使用水量を勘案して当該月の使用水量を認定する。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合には、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が定める使用水量とすることができる。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の使用水量の認定基準の規定は、この規程の施行の日以後の使用水量の認定について適用し、同日前の使用水量の認定については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第2号

宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部事務決裁規程(昭和58年宇治市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2営業課に関する事項の項中

「 [ ] を「 [ ] に改め、同項第1課長 [ ] 課長 [ ] 副課長 [ ] 」

0号中「 [ ] を「 [ ] に改める。

[ ] [ ] [ ] [ ]

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第3号

宇治市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部事務分掌規程(昭和58年宇治市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表雨水対策課計画係の項第4号を次のように改める。

(4) 公共下水道施設(雨水に係るものに限る。)の建設に関する

別表雨水対策課計画係の項に次の2号を加える。

(5) 公共下水道施設(雨水に係るものに限る。)の運転及び維持管理並びに修繕及び改良に関すること。

(6) 公共下水道施設(雨水に係るものに限る。)の占用、使用、更新等に関すること。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第4号

宇治市水道検針業務委託規程を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市水道検針業務委託規程

宇治市水道検針業務委託規程(昭和42年宇治市水道事業管理規程第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、宇治市水道事業における水道メーターの検針(以下「検針」という。)の業務(以下「検針業務」という。)の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約の締結)

第2条 水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、検針業務を委託する場合は、委託契約(以下「契約」という。)を締結しなければならない。

(受託者の資格)

第3条 検針業務を受託する者(以下「受託者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

(1) 水道事業の適正かつ効率的な運営に資すると認められること

(2) 市民の便益の増進が確実であると認められること。

(3) 検針業務を遂行する意思と能力を有すると認められること。

(検針の期間及び区域)

第4条 検針の期間及び区域は、管理者が指定する。

(水道検針業務従事者証明書の交付等)

第5条 管理者は、受託者に水道検針業務従事者証明書(別記様式)を交付する。

2 受託者は、検針業務に従事する者に当該検針業務を行わせるときには、水道検針業務従事者証明書を常に携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

(届出)

第6条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 受託者の法人名又は住所に異動があつたとき。

(2) 検針業務の従事者の氏名に異動があつたとき。

(3) 前条に規定する水道検針業務従事者証明書を汚損し、破損し、又は滅失したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要であると認めるとき。

(検針業務の調査等)

第7条 管理者は、必要があると認める場合は、受託者に対して検針業務の処理状況について調査するとともに、報告又は資料の提出を求めることができる。

(事務引継)

第8条 受託者は、契約の期間が満了し、又は契約を解除されたときは、直ちに検針業務を管理者が指定した者に引き継がなければならない。

2 前項の引継ぎに要する費用は、受託者の負担とする。

（損害賠償）

第9条 受託者は、その責めに帰すべき理由により本市に損害を与えたときは、管理者が相当と認める額を賠償しなければならない。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、検針業務の委託について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（表面）

第 号

水道検針業務従事者証明書

次の者は、宇治市水道検針業務の従事者であることを証明する。

写 真 添付欄	氏 名			
	所 属			
	発行日	年	月	日
	有効期限	年	月	日

発行者 宇治市長 印

（裏面）

- 1 この証明書は、検針業務を行うときは常に携帯し、関係者の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を汚損し、破損し、又は滅失したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 新たな証明書の交付を受けたとき、又は資格を失つたときは、この証明書を速やかに返納しなければならない。

（揭示済）

### 宇治市上下水道事業管理規程第5号

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和3年4月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

宇治市水道事業給水条例施行規程（昭和54年宇治市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

4 5 2 ,	9 4 4 ,	1 , 5 9 5	1 , 8 3 6
0 0 0 円	0 0 0 円	, 0 0 0 円	, 0 0 0 円

」

を

「

5 4 7 ,	1 , 0 3 4	1 , 6 7 8	1 , 9 3 8
0 0 0 円	, 0 0 0 円	, 0 0 0 円	, 0 0 0 円

」

に、「1, 836, 000円に」を「1, 938, 000円に」に、「218, 000円」を「216, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市水道事業給水条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の認定に係る低所得者用として認定する基準について適用し、同日前の認定に係る低所得者用として認定する基準については、なお従前の例による。

（揭示済）

### 宇治市上下水道事業告示第5号

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱（昭和42年宇治市水道事業告示第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第1号中「送付する」を「送付し、又は伝送する」に改め、同号イ中「電子的方式」を「電磁的記録（電子的方式）」に、「もの」を「ものをいう。以下同じ。」に、「をいう」を「をいう。以下同じ」に改め、同号に次のように加える。

ウ ロ座振替の方法による収納を行うために必要となる情報の電磁的記録を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合 当該電磁的記録

第8条第2項第2号中「3営業日」を「4営業日」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前号ウに掲げる場合 同号ウの電磁的記録。この場合において、取りまとめ店等は、収納取扱金融機関に対し、宇治市上下水道料金・下水道使用料収納済通知書に代えて、収納結果報告表を送付することができる。

第8条第2項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号 削除

別記様式第5号の2を削る。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号 削除

別記様式第6号の2を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

### 宇治市上下水道事業告示第8号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般

の縦覧に供します。

令和3年4月30日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和3年4月30日	木幡陣ノ内の一部、五ヶ庄芝ノ東の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
令和3年4月30日	神明宮北の一部・石塚の一部、槇島町一ノ坪の一部・石橋の一部・郡の一部、伊勢田町井尻の一部・中遊田の一部、広野町大開の一部・尖山の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第9号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和3年4月16日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和3年4月30日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第489号 株式会社森村設備



2020年（令和2年）4月24日付け宇治市公報第2292号中

ページ	欄	行	誤	正
22	右	上から27行目	（宇治市統計調査の調整および統計資料の管理に関する規程）	（宇治市統計調査の調整および統計資料の管理に関する規程の一部改正）

